

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の定義

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業計画を定めるものとされています。

【国の区域設定における考え】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

以上の考えを基に、市内全域を一つの区域として需給調整を行っている本市の現状に即しており、需給調整の幅が広がり、市民ニーズに柔軟に対応できるため、**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を「市全域」として設定**します。